



森大輔法律事務所

Mori Daisuke Law Office

企業の法律相談は 経験豊富な弁護士集団にお任せください。

経営者の皆様へ



代表弁護士 森大輔

当事務所は平成27年7月に、会社経営者をサポートしたいという理念のもと開設されました。

これまでに多くの会社経営者の方と接する機会を頂いて参りましたが、従業員とのトラブルや、不良債権の処理、後継者問題、資金繰り等多くの問題を抱えている様子が見て取れました。本来であれば、弁護士に相談すべき事項であるにもかかわらず、現実には、弁護士に相談されていない方の多さに大変な驚きを感じるとともに、弁護士の存在価値が問われているのではないかという危機感すら抱きました。そこで、企業に寄り添いながら、頼りがいのある相談しやすい雰囲気の法律事務所を設立し、私なりの弁護士の存在意義を示していきたいと思いました。

当初は、弁護士1名と事務員1名でスタートしました。しかし、依頼者様に十分なリーガルサービスを提供するには、それなりの規模でなくてはならないと考え、早急に組織作りに着手しました。そして、弁護士体制を順次拡大し、より幅広いリーガルサービスの提供が可能となりました。今後も、サービスを一層充実させるべく、優秀な弁護士を迎えていく予定であります。

当事務所は、今後、企業法務全般に大きく進出していくことに挑戦することを予定しております。訴訟だけを仕事として行うのではなく、いかに紛争を事前に予防できるかという視点を重視し、提案型の事務所を目指して参ります。訴訟に発展する前に弁護士が介入することで、依頼者様の利益は飛躍的に大きなものになると信じております。

顧問弁護士のススメ

1 複数名体制で事案処理に対応します

当事務所では、事案の複雑さなどに応じて、複数名体制を採ることもあります。より幅広い視点から検討することができ、依頼者様にとってのメリットは大きいものと考えます。

2 迅速な対応及び原則24時間以内の回答をお約束します

当事務所では必ず依頼を受けた事案はすぐに着手することとなっております。また、依頼者様へのレスポンスは原則24時間以内に対応することとし、信頼関係の構築に努めています。

3 依頼者様にとってベストな解決方法を親身になって考えます

依頼者様が弁護士に相談する事案は、解決方法が複数あるはずです。当事務所では、依頼者様と一緒に悩みながらベストな解決方法を検討し提案していきます。

4 景表法・取適法・知的財産権にも力を入れております

企業法務を行う上で、様々な分野に対応する必要があります。弊所ではいち早く景品表示法の分野に対応してきました。また、それ以外にも中小下請け企業様の取引を適正化するための取適法や、商標や著作権を中心とする知的財産の分野にも注力をしております。

5 労務問題に積極的に取り組んでいきます

労務トラブルは企業への影響が非常に大きく、経営者の皆様にも大きなストレスとなるトラブルです。ご相談を多くいただく、解雇・未払残業代請求対応・団体交渉はもちろん、昨今の新型コロナに関する様々な問題や、同一労働同一賃など時勢を捉えた案件にも取り組んでおります。また、当事務所には労務トラブルが起きた際に被害を最小限に抑えるだけではなく、顧問弁護士として労務トラブルを未然に防ぐ予防的な法的アドバイスを行っております。また、定期的にセミナーを開催するなど、情報発信も多く行ってきた実績があります。

森大輔法律事務所の特別プラン

ご相談費用

相談に関する費用

初回及び2回目の法律相談に限って

1時間2.2万円（税込） の費用で対応させて頂きます。

3回目以降の法律相談を継続して希望される場合は、原則として法律問題サポート契約（顧問契約）をお願いしております。



法律問題サポート契約（顧問契約）

・原則として月額**6.6万円（税込）**～

| プラン概要 | 6.6万円（税込） | 11万円（税込） | 16.5万円（税込）～ |
|----------------------------|--------------------|------------------------------|------------------------------|
| 法律相談の件数 (契約書リーガルチェック含む) | 特定の分野についてしっかり相談できる | 相談件数も相談分野も気にせず相談できる | 相談はもちろんトラブルが起きた時の対応も顧問料で対応 |
| 契約書の作成 | 月2件まで | 月4件まで | 月8件まで |
| 民事の交渉案件 | ひな形の提供のみ対応可 | ひな形の提供+簡易な契約書は月2件まで顧問料にて対応可 | ひな形の提供+簡易な契約書は全て顧問料にて対応可 |
| 団体交渉 | (別途ご契約) | 別途ご契約。但し、訴訟の着手金に交渉の着手金が充当される | 別途ご契約。但し、訴訟の着手金に交渉の着手金が充当される |
| お役立ち情報定期配信 | ○ | ○ | ○ |
| 他士業専門家のご紹介 | ○ | ○ | ○ |
| 顧問弁護士外部表示 | ○ | ○ | ○ |

2025年10月1日改定

※1 通常、法律相談は1時間あたり2.2万円（税込）を頂戴しております。

※2 顧問契約は法律相談が対象となります。契約書のチェックや簡単な法律文書の作成は法律相談に含まれます（契約書のチェックが8頁を超える場合のチェックは別途料金がかかる場合がございます。）。

※3 法律相談が翌月をまたいで行われる場合は、新たに翌月に対応できる法律相談は当該相談件数を除外した件数のみの対応となります

（例：月2件までの対応プランですと、1件が翌月にまたいで対応する場合、新たに翌月に対応できる件数は1件となります。）。

※4 チャットワークを利用した簡易な相談については、當時対応させていただいているので、上記法律相談の件数には含まれません。

※5 契約書の作成は原則として別途費用が発生しますが、簡易な契約書については、プランに応じて顧問料にて対応いたします

（簡易かどうかについては事前に協議のうえ定めることとなります。）。

※6 弊所では、着手金について最低金額（裁判外交渉は22万円、訴訟は27万5000円）が設定されておりますが、顧問契約を前提とした場合は、上記最低金額は適用されないため、事案の性質や訴額などを考慮の上、柔軟に協議のうえ着手金を定めることができます。

※7 債権回収プランは、業種及び事案によっては対応不可となる場合がございます。詳細はお問い合わせください。

※8 16.5万円以上は会社の規模等に応じ予想される相談数を考慮の上、ご提案いたします。

※9 月6.6万円（税込）は資本金5,000万円以下かつ従業員50名以下の企業様を対象とさせていただいております。

顧問先様の声（一部抜粋）

株式会社スコープ様



Q：当事務所をどのようにご利用されていますか。
生活者の行動や思考の変化が激しく、過去のプロモーション手法が効かなくなっています。おのずと前例のない企画や広告表現の提案を常に求められるようになり、景表法や知的財産に関するご相談をすることが多いかと思います。

また、新規の得意先や取引先企業様との取引契約書や機密保持契約書に問題がないかのチェック、社内の労務問題に関する質問などを、インターネット上のチャットワークで相談させていただいております。

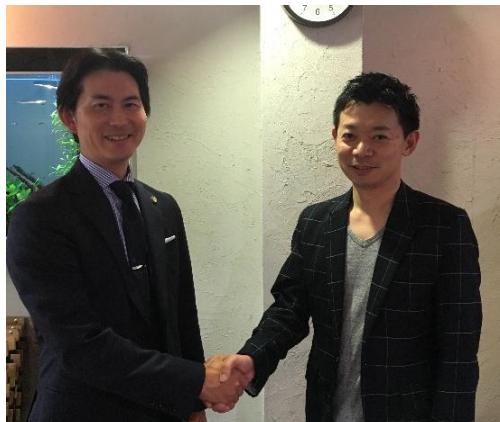
弁護士の先生への質問というと敷居が高いイメージでしたが、チャットワークを利用することでいつでも気軽に相談ができ、法のプロによる的確な回答をスピーディーにいただくことで、タイムリーな企画提案に大きく寄与でき、社員からも感謝されています。

Q：森大輔法律事務所が御社にとってどのような存在か教えてください。

当社内でのみ法的検討を行っていた時は、質問をしてきた担当部署への回答が曖昧でしたが、現在はアドバイスを受けることで法的根拠に基づいた的確な説明をすることができています。担当部署から新たな提案を受けたとき、「法的にこれはダメ」と言ってしまうのは簡単ですが、お客様のご希望や担当部署の問題が解決されたとは言い難いです。森大輔法律事務所では、法的な結論を示すだけでなく、「こうしたら法的問題をクリアできます」と、新しい提案をしてくださったり、一緒に解決しようとしてくださいます。

Q：弁護士との継続的な契約を検討している企業様へメッセージをお願いいたします。

以前依頼をしていた事務所はタイムチャージ制で、法律相談の前に社内で打ち合わせを行い、台本を作成したり、質問にかかる時間を計ったりと労力を費やして、弁護士との会議に臨んでいました。森大輔法律事務所は、定額の顧問料で法律相談を受けてくださるので、時間・金銭的なプレッシャーはありません。チャットワークを使えば、小さな質問でもいつでも気軽に相談できます。



有限会社グエル・パラッシオ様

Q：当事務所をどのようにご利用されていますか。
本当に日常的にちょっとした相談をすることが多いですね。本当は弁護士の先生に聞いても良いものなのかな、という相談も聞いていただいています。回収できていない代金の回収に関する相談対応や、トラブルになったお客様からのクレームにご対応いただいたこともあります。また、解体事業を取り扱っている関係もあり、借地のトラブルに関する相談もしたことがありますね。色々なことに対して相談していますが、クライアントに近く、寄り添ったサポートをしていただいていると感じます。

Q：当事務所と契約して良かった点や、変化した点などがありましたら教えてください。

以前は、小さな相談は遠慮することがあった。先ほどもお話ししましたが、小さな相談を弁護士の先生にしても良いのか、という懸念がありました。弁護士は訴訟やトラブルが大きくなった時に相談をして、解決をしていただくもの、そういう意識があったのかもしれません。しかし、顧問契約をしてからは小さな相談をすることができるようになりました。それは森先生が気軽に相談ができるようにこまめにコミュニケーションを取っていただいたこともありますし、気軽に相談できる雰囲気、環境を持っていらっしゃることもあるかと思います。日常の業務で、訴訟になることはほとんどありませんが、小さな相談であればいつでも出てきます。そのような相談を気軽にできるということが、顧問契約を結ぶ前には想定していなかった効果だと感じています。

Q：弁護士との継続的な契約を検討している企業様へメッセージをお願いいたします。

顧問契約に対するコストをどう考え、どう捉えるかだと思います。個人的にはとても安く対応していただいていると思っていますが、何かトラブルなどがあった際に費やしてしまう時間、コストを考えると、顧問弁護士の存在は必ず必要だと思っています。



森大輔法律事務所

Mori Daisuke Law Office

事務所名：森大輔法律事務所

代表：森 大輔（東京弁護士会所属）

所在地：東京都中央区銀座5-15-1 南海東京ビルディング8階
東銀座駅6番出口徒歩 1分

TEL : 03-6226-5096



森大輔法律事務所 事務所ホームページ
<https://moridaisukelawoffices.com/>